3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				利用者の数が利用定員を超える場合	又は	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	栄養スクリーニング加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が送迎を行わない場合
イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1） 認知症対応型通所介護費（ⅰ）	（一）3時間以上4時間未満	要介護1 （538 単位）	×70/100		×70/100			1日につき＋50単位	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋27単位	1日につき＋60単位	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2 （592 単位）														
			要介護3 （647 単位）														
			要介護4 （702 単位）														
			要介護5 （756 単位）														
		（二）4時間以上5時間未満	要介護1 （564 単位）				×63/100										
			要介護2 （620 単位）														
			要介護3 （678 単位）														
			要介護4 （735 単位）														
			要介護5 （792 単位）														
		（三）5時間以上6時間未満	要介護1 （849 単位）														
			要介護2 （941 単位）														
			要介護3 （1,031 単位）														
			要介護4 （1,122 単位）														
			要介護5 （1,214 単位）														
		（四）6時間以上7時間未満	要介護1 （871 単位）														
			要介護2 （965 単位）														
			要介護3 （1,057 単位）														
			要介護4 （1,151 単位）														
			要介護5 （1,245 単位）														
		（五）7時間以上8時間未満	要介護1 （985 単位）														
			要介護2 （1,092 単位）														
			要介護3 （1,199 単位）														
			要介護4 （1,307 単位）														
			要介護5 （1,414 単位）														
		（六）8時間以上9時間未満	要介護1 （1,017 単位）					9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位									
			要介護2 （1,127 単位）														
			要介護3 （1,237 単位）														
			要介護4 （1,349 単位）														
			要介護5 （1,459 単位）														
	（2） 認知症対応型通所介護費（ⅱ）	（一）3時間以上4時間未満	要介護1 （487 単位）														
			要介護2 （536 単位）														
			要介護3 （584 単位）														
			要介護4 （633 単位）														
			要介護5 （682 単位）														
		（二）4時間以上5時間未満	要介護1 （510 単位）				×63/100										
			要介護2 （561 単位）														
			要介護3 （612 単位）														
			要介護4 （663 単位）														
			要介護5 （714 単位）														
		（三）5時間以上6時間未満	要介護1 （764 単位）														
			要介護2 （845 単位）														
			要介護3 （927 単位）														
			要介護4 （1,007 単位）														
			要介護5 （1,089 単位）														
		（四）6時間以上7時間未満	要介護1 （783 単位）														
			要介護2 （867 単位）														
			要介護3 （951 単位）														
			要介護4 （1,033 単位）														
			要介護5 （1,117 単位）														
		（五）7時間以上8時間未満	要介護1 （885 単位）														
			要介護2 （980 単位）														
			要介護3 （1,076 単位）														
			要介護4 （1,172 単位）														
			要介護5 （1,267 単位）														
		（六）8時間以上9時間未満	要介護1 （913 単位）					9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位									
			要介護2 （1,011 単位）														
			要介護3 （1,110 単位）														
			要介護4 （1,210 単位）														
			要介護5 （1,308 単位）														
ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	（1） 3時間以上4時間未満		要介護1 （264 単位）														
			要介護2 （274 単位）														
			要介護3 （283 単位）														
			要介護4 （292 単位）														
			要介護5 （302 単位）														
	（2） 4時間以上5時間未満		要介護1 （276 単位）				×63/100										
			要介護2 （287 単位）														
			要介護3 （296 単位）														
			要介護4 （306 単位）														
			要介護5 （316 単位）														
	（3） 5時間以上6時間未満		要介護1 （441 単位）														
			要介護2 （456 単位）														
			要介護3 （473 単位）														
			要介護4 （489 単位）														
			要介護5 （505 単位）														
	（4） 6時間以上7時間未満		要介護1 （453 単位）														
			要介護2 （468 単位）														
			要介護3 （485 単位）														
			要介護4 （501 単位）														
			要介護5 （517 単位）														
	（5） 7時間以上8時間未満		要介護1 （518 単位）														
			要介護2 （537 単位）														
			要介護3 （555 単位）														
			要介護4 （573 単位）														
			要介護5 （593 単位）														
	（6） 8時間以上9時間未満		要介護1 （535 単位）					9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位									
			要介護2 （554 単位）														
			要介護3 （573 単位）														
			要介護4 （592 単位）														
			要介護5 （612 単位）														

ハ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1回につき 18単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1回につき 12単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 6単位を加算）
ニ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×104／1000）
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×76／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×42／1000）
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(3)の90／100）
	（5） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(3)の80／100）

注
所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

⬚ ：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目